



Title	上海虹口地区『外人名簿』（1944年8月）に見られるユダヤ人難民
Author(s)	阿部, 吉雄
Citation	言語文化論究 21 p147-163; Studies in Languages and Cultures 21 p147-163
Issue Date	2006-03-16
URL	http://hdl.handle.net/2324/5622
Right	

This document is downloaded at: 2013-05-08T16:27:32Z

資料調査：上海虹口地区『外人名簿』（1944年8月）に見られるユダヤ人難民

阿 部 吉 雄

前 史

1938年3月のナチスドイツによるオーストリア併合後、オーストリアにおけるユダヤ人排斥はドイツ以上に厳しくなり、Adolf Eichmannが1938年8月ウィーンに設立したユダヤ人移住本部（Zentralstelle für jüdische Auswanderung）によって半強制的に出国させられるユダヤ人が急増する。彼らの多くはアメリカ、イギリス、フランス、カナダ、オーストラリアなどへの移住を希望したが、これらの国々はユダヤ人の大量流入を警戒し、移住ビザの取得は容易でなかった。当時世界で唯一移住ビザが不要だった中国上海租界は行き場のないユダヤ人にとって最後の頼みの綱となり、1938年末には約1500人のオーストリア系ユダヤ人が到着した。1938年11月9日の水晶の夜事件（ドイツ・オーストリア全土での反ユダヤ人暴動）以降、ドイツのユダヤ人も陸続と上海へ向かった。¹⁾ 1939年前半は毎月2000人前後のペースで推移し、5月末までに到着したユダヤ人難民は1万1000人²⁾に上る。

上海には1000人弱のイラク系ユダヤ人³⁾と約4000人のロシア系ユダヤ人が在住し、難民として押し寄せる宗教的同胞の世話をしたが、この大量かつ急激な流入には彼らも悲鳴を上げた。世界の他の国々のユダヤ人社会も自国へのユダヤ人難民の受け入れや、迫害で経済的にも窮境にあったドイツ・オーストリアに残るユダヤ人への援助で手が一杯であり、上海への援助は望めなかった。そのため上海のユダヤ人社会の指導者たちは、これ以上難民の流入が続けばすでに到着した者たちへの支援も十分に行えなくなるとして、租界を管理するアメリカ、イギリス、フランス、日本に移住を制限するよう要請し、その結果1939年10月には難民の流入がほぼ停止した。1939年末におけるユダヤ人難民の数は1万6000人程度と推測される。

この時期に上海のユダヤ人難民に関して作成された統計的資料がいくつか存在する。ユダヤ人難民組織が自ら発行した『移住者住所録』（1939年11月）、日本の興亜院華中連絡部による『上海ニ於ケル猶太人ノ状況（主トシテ歐洲避難猶太人）』（1940年1月）、駐上海ドイツ総領事館の報告（1940年1月）等は難民の出身地、生国、ドイツでの職業、上海での就業状況、上海での住所などを記録している。⁴⁾

ユダヤ人難民の流入規制策が取られた後も、すでに上海に到着している難民が家族や婚約者を呼び寄せる場合等はビザが発行されたため、さらに約1000人のドイツ・オーストリア系ユダヤ人が上海に移住した。また1941年にはポーランド系ユダヤ人が加わる。1939年9月ドイツ軍とソ連軍がポーランドに侵攻した際に隣の中立国リトアニアへ逃れたユダヤ人たちは、1940年7～8月に日本の駐カウナス副領事の杉原千敏から日本通過ビザを得て、1941年6月の独ソ戦開始以前にヨーロッパを脱出した。彼らはソ連を横切り日本に到着したが⁵⁾、アメリカ、カナダ、オースト

ラリアなどへの移住を果たせない約1000人が当初の滞在許可期限の1ヶ月を大幅に超えて在留する状態になったため、1941年春以降11月までに上海に移住した。

多くの難民にとって上海は最終目的地でなく、緊急避難場所に過ぎなかった。彼らはアメリカ、カナダ、オーストラリア、パレスチナなどへの再移住を希望していたが、1941年12月の日米開戦によりそれは不可能になる。開戦と同時に日本軍はそれまで事実上イギリス、アメリカが管理していた蘇州河以南の共同租界に進駐し、その支配権を握る。ユダヤ人難民の多くは同盟国ドイツ（および旧オーストリア）のパスポートを所持し、ポーランド、チェコスロバキアなどその他の地域の出身者も日本にとって敵国人ではなかったため、上海における行動は自由だった。

しかしミッドウェー海戦での敗北（1942年6月）やガダルカナル島からの撤退（1943年2月）により太平洋戦争の長期化が避けられない状況になった1943年2月18日、上海地区の日本陸海軍司令官名で「ドイツ（旧オーストリア、チェコスロバキアを含む）、ハンガリー、旧ポーランド、ラトビア、リトアニア、エストニア等から1937年以降に上海に到着した無国籍難民」の居住・就業を虹口東部・楊樹浦西部の約2平方キロメートルの地域に限定する布告が出された。「無国籍難民」(stateless refugees) というのは、1941年11月ドイツ政府が外国に滞在するユダヤ人のドイツ国籍を剥奪する法律を作り、翌1942年1月から施行したためである。この地域は蘇州河以北の旧日本軍警備区域の東部にあたり、第2次上海事変（1937年8月）の被害が激しく家賃が安かったため、元々多くのユダヤ人難民が住み着いていた。それでも難民の約半数は蘇州河以南の共同租界やフランス租界、また布告が指定する地域外の虹口・楊樹浦地区に住んでいたため転居を迫られた。1945年8月の終戦まで留まることになるこの地域をユダヤ人難民たちはユダヤ人ゲットーと呼んだ。

外人名簿

この地区を管轄する提籃橋分局特高股が1944年8月24日付けで作成した『外人名簿』が存在する。そこにはのべ1万4794人の外国人（日本人を除く）が国籍ごとにまとめられ、その氏名、性別、年齢、上海における住所、職業が記載されている。ユダヤ人難民研究においてこの資料が持つ特別な価値は、1) 1944年8月に作成されたため、1939～1940年に作成された先述の諸資料に含まれないポーランド系ユダヤ人が記載されていること、2) 1943年のゲットー設置後の状況がそこから窺えること、3) 年齢が記載されていること、4) 世帯ごとに記載されているため各世帯の家族構成が分かることである。

この『外人名簿』のファクシミリがHENTRICH & HENTRICH出版の『Exil Shanghai 1938 - 1947』に付属するCD-ROMの形で初めて公表された。このCD-ROMには『外人名簿』のファクシミリだけでなく、その記載内容をエクセル等の形式にしたデータベースも含まれている。⁶⁾『外人名簿』はユダヤ人のみを対象としたものではないが、そこに記載された1万4794人の多くがユダヤ人難民（名簿においてはユダヤ人という表記は一度もなく、「ドイツ難民」、「オーストリア難民」などと呼ばれている）と考えられる。

『Exil Shanghai 1938 - 1947』の編集者は『外人名簿』について、1942年に導入した保甲制度のために行われた戸口調査のデータを基に1944年8月に作成されたものと推測しているが、それは基本的に正しいと言えよう。『外人名簿』の第1頁の右上に「Pao（途中紙が破損して読めず）e」とある。これはPaoとeの間隔からPao Chia Office（保甲事務所）だと考えられる。⁷⁾

保甲制度は以前から中国に存在し、10戸を1甲、10甲を1保という単位で住民を組織管理する。

日本軍は1942年に上海全市で戸口調査を行い、保甲制度を導入した。自警団を組織するためのこの制度には、連帯責任を取らせることにより地域内の住民が相互に監視するよう仕向け、抗日テロやサボタージュ活動を抑止する狙いもあった。そのためには共通の利害やアイデンティティを持つ者たちを同一地域に居住させることが望ましく、それがユダヤ人ゲットー設置の一因だと本稿の筆者（阿部）は考えている。⁸⁾ ゲットーが設置されてからは、難民のうち20～45歳の男性約3500人が週数時間ずつ交代で他の地域へ通じる場所に立ち、そこを出入りするユダヤ人が外出許可証を持っているか、許可された外出時間内に戻ってきたかをチェックした。

『外人名簿』には時期的にいくつかの層が存在する。まず、難民が上海に大量流入していた1939年、蘇州河以北の日本管理地区に住むユダヤ人難民に日本軍が住民登録を命じた。後述するように、『外人名簿』に同一人物が重複して記載されている場合、年齢が最大で5歳変わっていることから、古い方のデータは1939年の記録であると見られる。次に1942年の保甲制度の導入に伴い戸口調査が実施される。その後1943年にユダヤ人ゲットーが設置され、ゲットー地区外からゲットー地区内へ移住したユダヤ人難民に対しても保甲調査が行われた。『外人名簿』に重複して記載されている人物の年齢が異なる場合、1～2歳であることが多いのは、1942年の最初の保甲調査または1943年のゲットー設置に伴うゲットー地区への移住の際の保甲調査で一度申告し、『外人名簿』が作成された1944年までに身分（国籍区分）や住所の変更で改めて登録したのであろう。⁹⁾

国 籍

『外人名簿』は提籃橋地区警察管内に居住する外国人を記載した全472頁から成るが、その他に表紙、目次および裏表紙が一緒に綴じられている。そこでは国籍別に分類されており、その配列、人数、掲載頁は以下の通りである。（大文字・小文字やかっこ・スラッシュの使用に不統一の部分があるが、タイプライターで書かれた実物の表記に従った。星印*を付したものは、後述のように阿部がゲットー設置の布告の対象者とみなしたグループである。）

国籍名またはグループ名	人数	掲載頁
POLISH* (ポーランド人)	20	1
FINNISH (フィンランド人)	33	2
DANISH (デンマーク人)	33	3
Swedish (スウェーデン人)	9	4
FILIPINO (フィリピン人)	24	5
PORTUGUESE (ポルトガル人)	61	6 - 6A ¹⁰⁾
GERMAN REFUGEE* (ドイツ難民)	8490	7 - 275
GERMAN REFUGEE (Additional) * (ドイツ難民 (追加))	68	276 - 278
STATELESS REFUGEE* (無国籍難民)	1090	279 - 311
AUSTRIAN REFUGEE* (オーストリア難民)	1183	312 - 349
POLISH REFUGEE* (ポーランド難民)	887	350 - 376
RUSSIAN EMIGRANT (ロシア移民)	911	377 - 404
GERMAN REC. * (ドイツ人と認定)	286	405 - 413
INDIAN (インド人)	528	414 - 430

以下REMOVED UNKNOWN (転居先不明)

RUSSIAN EMIGRANT (ロシア移民)	264	431 - 439
FRENCH (フランス人)	6	440
CZECHOSLOVAKIAN Ref. * (チェコスロバキア難民)	2	440
DANISH (デンマーク人)	9	440
ESTONIAN (エストニア人)	2	440
Finns (フィンランド人)	4	440
GERMAN REC. * (ドイツ人と認定)	4	441
GERMAN REFUGEES* (ドイツ難民)	11	441
INDO-CHINESE (インドシナ人)	1	441
PORTUGUESE (ポルトガル人)	12	441 - 442
IRANIAN (イラン人)	5	442
SWEDISH (スウェーデン人)	7	442
ITALIAN (イタリア人)	2	442
LATVIAN (ラトビア人)	1	442
LITHUANIAN (リトアニア人)	1	442
POLISH* (ポーランド人)	1	442
TURKISH (トルコ人)	2	442
STATELESS* (無国籍)	13	443
Additional / Iranese (追加/イラン人)	1	443
Additional / ITALIAN (追加/イタリア人)	2	443

以下Axis Nationals (枢軸国)

CROATIA (クロアチア人)	9	444
HUNGARIAN* (ハンガリー人)	28	444 - 445
MANCHUKUO (満洲国人)	2	445
RUMANIAN (ルーマニア人)	23	445

以下ENEMY NATIONALS (敵国)

BRITISH (イギリス人)	12	446
GREEK (ギリシア人)	19	446
NORWAY (ノルウェー人)	9	447
DUTCH (オランダ人)	1	447
EGYPTIAN (エジプト人)	1	447
HUNGARIAN* (ハンガリー人)	1	447
IRAQUIANS (イラク人)	7	447
PERUVIAN (ペルー人)	1	447

CZECHOSLAVIAN REFUGEES* <i>sic</i> (チェコスロバキア難民)	186	448 - 453
STATELESS (U.S.S.R.) (無国籍 (ソ連))	31	454
U.S.S.R. (ソ連)	29	455
STATELESS (U.S.S.R.) (無国籍 (ソ連))	104	456 - 459
OTHER REFUGEES (Free Town of Danzig) * (他の難民 (自由都市ダンチヒ))	19	460
STATELESS (Exempt from Proclamation) * (無国籍 (布告から免除))	46	461 - 462

以下OTHER NATIONS (他の国々)		
ESTONIANS (エストニア人)	6	463
FRENCH (フランス人)	13	463
Italians (イタリア人) ¹¹⁾	11	463
LATVIAN (ラトビア人) ¹²⁾	10	464
LITHUANIAN (リトアニア人)	1	464
MALAY (マライ人)	2	464
MEXICAN (メキシコ人)	1	464
SINGALESE (シンハラ人)	1	464
SPANISH (スペイン人)	9	464
SWISS (スイス人)	1	464
TURKS (トルコ人) ¹³⁾	78	465 - 467
YUGOSLAVIAN (ユーゴスラビア人)	14	467
以下MAIL FROM OTHER DISTRICTS (他地区から郵送)		
AUSTRIAN REFUGEES* (オーストリア難民)	1	468
GERMAN REFUGEES* (ドイツ難民)	24	468
POLISH REFUGEES* (ポーランド難民)	4	468
INDIANS (インド人)	6	469
ITALIANS (イタリア人)	1	469
PORTUGUESE (ポルトガル人)	1	469
RUSSIAN EMIGRANTS (ロシア移民)	7	469
以下CENSUS FORMS WITH OLD NUMBERS - (FAILED TO CHANGE) - (旧番号のついた調査用紙 (変更漏れ))		
INDIANS (インド人)	31	470
GERMAN REFUGEES* (ドイツ難民)	8	471
STATELESS* (無国籍)	2	471
CZECHOSLOVAKIAN Ref. * (チェコスロバキア難民)	1	471
POLISH REFUGEES* (ポーランド難民)	1	471
ADDITIONALS - GERMAN REC. * (追加 - ドイツ人と認定)	3	471
Additional - ITALIAN (追加 - イタリア人)	1	471
Additional - RUSSIAN EMIGRANT (追加 - ロシア移民)	12	471
Additional - YUGOSLAVES <i>sic</i> (追加 - ユーゴスラビア人)	1	471
以下PENDING CASES (保留事例)		
AUSTRIAN REFUGEES* (オーストリア難民)	4	472
CZECHOSLOVAKIAN* (チェコスロバキア人)	1	472
FILIPPINO (フィリピン人)	1	472
GERMAN REFUGEES* (ドイツ難民)	8	472
POLISH* (ポーランド人)	1	472
PORTUGUESE (ポルトガル人)	2	472
U.S.S.R. (ソ連)	1	472
RUSSIAN EMIGRANT (ロシア移民)	12	473
STATELESS U.S.S.R. (無国籍ソ連)	7	473
TURK (トルコ人)	5	473

上に挙げた国籍名またはグループ名から見て、『外人名簿』に記載されている1万4794人のすべてがユダヤ人難民でないことは明らかである。それゆえユダヤ人難民研究の資料として用いるためには、『外人名簿』からユダヤ人難民を抽出する作業が必要となる。

まず「難民 (refugee)」と分類されているグループを選ぶ。「ドイツ難民 (GERMAN REFUGEE)」(8490+11+24+8+8=) 8541人、「ドイツ難民 (追加) (GERMAN REFUGEE (Additional))」68人、「無国籍難民 (STATELESS REFUGEE)」1090人、「オーストリア難民 (AUSTRIAN REFUGEE)」(1183+1+4=) 1188人、「ポーランド難民 (POLISH REFUGEE)」(887+4=) 891人、「チェコスロバキア難民 (CZECHOSLOVAKIAN Ref.)」(2+186+1=) 189人、および「他の難民 (OTHER REFUGEES)」の項の「自由都市ダンチヒ (Free Town of Danzig)」19人の計1万1986人をユダヤ人難民だとみなす。¹⁴⁾

『外人名簿』には「無国籍 (STATELESS)」(13+2=) 15人、「無国籍 (ソ連) (STATELESS (U.S.S.R.))」(31+104+7=) 142人、「無国籍 (布告から免除) (STATELESS (Exempt from Proclamation))」46人などの分類もある。そのうち「無国籍 (ソ連) (STATELESS (U.S.S.R.))」は氏名もロシア系であり、明らかにロシア革命やそれに伴って発生したポグロム (反ユダヤ人暴動) を逃れて中国へやって来たロシア人と考えられる。これらのロシア人はロシア系ユダヤ人と (ユダヤ人以外の) 白系ロシア人からなっていた。彼らはその出身地および上海への到着時期のいずれにおいてもゲットー設置の布告の条件に該当せず、名簿に記載された142人はたまたまゲットー地区に以前から住んでいたに過ぎないと考えられる。一方、「無国籍 (STATELESS)」と「無国籍 (布告から免除) (STATELESS (Exempt from Proclamation))」に分類された人々はドイツ系の氏名であるだけでなく、『移住者住所録』に記載されたユダヤ人難民が多く含まれていることから、ドイツ・オーストリア系のユダヤ人だと言える。それゆえこれら2種類のグループの計61人をユダヤ人難民とみなす。

備考欄に「stateless (無国籍)」と記述されたイタリア人1人とトルコ人3人がいる。トルコ人3人のうち2人は恐らく夫婦であり、女性についてはさらに「ドイツ系 (German Origin)」と記載されている。あと1人のトルコ人はドイツ系の氏名であり、この人物には3人の家族がいて、そのうちの1人は『移住者住所録』に記載されている。これら7人はユダヤ人難民またはその家族として本稿の調査対象とみなす。

ポーランド、ハンガリー、チェコスロバキアは布告で指定された無国籍難民の出身国であり、これら3カ国におけるユダヤ人の国外移住は布告の条件である1937年以降に始まった。しかし「ポーランド人 (POLISH)」(20+1+1=) 22人、「ハンガリー人 (HUNGARIAN)」(28+1=) 29人、「保留事例 - チェコスロバキア人 (PENDING CASES - CZECHOSLOVAKIAN)」1人の計52人は、その半分の26人 (「ポーランド人」11人、「ハンガリー人」15人) がゲットー地区外に住んでいる。これらの人々がゲットー設置の布告の対象者でない可能性は十分あるが、5人が『移住者住所録』に記載され (『外人名簿』の記述では家族を含めて8人)、2人がハイムと呼ばれた難民キャンプを住所として挙げ、1人が「ポーランド難民」としても重複記載されているため、グループ全体としてユダヤ人難民に含めた。

一方、同様に布告で挙げられた「エストニア人 (ESTONIAN)」(2+6=) 8人、「ラトビア人 (LATVIAN)」(1+10=) 11人、「リトアニア人 (LITHUANIAN)」(1+1=) 2人は備考欄に「無国籍 (stateless)」と記載されている者1人だけをユダヤ人難民とみなした。その理由はこれらのグループに職業が船員である者や、「REMOVED UNKNOWN (転居先不明)」の者が多いからであ

る。前者は太平洋戦争開始時に偶然上海にいた非ユダヤ人である可能性が高く、後者に関してはゲットー設置の布告の対象でない外国人の中には、ゲットー地区の外に住んでいたユダヤ人難民と住居を交換して他の地区へ転居した者が多い。¹⁵⁾

「ドイツ人と認定 (GERMAN RECOGNIZED)」(286+4+3=) 293人のグループは明らかにユダヤ人難民の家族、特に妻である。他のグループでは男性が女性より多いのに対し、このグループは9割近くが女性であり、男性の中には年齢から見てその息子と考えられる者が少なからず含まれる。彼女たちの3人に2人は同姓かつ住所の男性が『外人名簿』に記載された「ドイツ難民」・「オーストリア難民」・「無国籍 (難民)」の中に存在し、そのほとんどは彼女たちの夫と思われる。さらに彼女たち自身が5人に1人は「ドイツ難民」・「オーストリア難民」・「無国籍 (難民)」としても重複記載されている。そしてこれらの重複記載された人物の場合、通常「ドイツ人と認定」のグループで記載された年齢よりも「ドイツ難民」・「オーストリア難民」・「無国籍 (難民)」などのグループで記載された年齢の方が高い。これは上海到着後最初に行われた1939年の日本当局への届け出や1942年の保甲調査では「ドイツ人と認定」として登録され、ゲットー設置後「ドイツ難民」・「オーストリア難民」・「無国籍 (難民)」に入れられたためと考えられる。そして「ドイツ人と認定」の方の古い記録は削除も更新もされなかったであろう。この女性たちはユダヤ人と結婚した非ユダヤ人 (ナチスの言う「アーリア人妻」) だった可能性がある。¹⁶⁾ 上海のドイツ総領事館はユダヤ人難民のドイツ人配偶者に対し、離婚を条件に経済援助を行った。ドイツ人妻の中には形式上は離婚しても、総領事館から得た金で夫の生活を助ける者もいたという。このドイツ側の方針に日本側が配慮したのか、ゲットー設置の布告ではユダヤ人難民のドイツ人妻もゲットー地区移住の対象者とされた。

本稿ではゲットー地区に住むことを余儀なくされた上記のユダヤ人難民およびその家族と想定されるグループ計1万2400人から、重複して記載されている91人¹⁷⁾ の分を引いた1万2309人¹⁸⁾ について、『外人名簿』に記載された性別、年齢、上海における住所、職業ごとに統計した結果を示す。異なる国籍のユダヤ人難民を単一の集団として扱うことに全く問題がないとは言えないが、紙数の制限もあり、本稿ではゲットー地区に居住したユダヤ人難民の全体像を示すことを目的とし、各調査項目間の関係 (例えば国籍ごとの性別、年齢、住所、職業の分布) の分析は他の資料との比較を含め、別の機会に示したい。

性別・年齢

『外人名簿』に記載されたユダヤ人難民およびその家族と想定される1万2309人の性別は、男性7301人、女性5007人、性別不明1人である。¹⁹⁾

ユダヤ人難民に関する各種メモワールやインタビューで生年月日が分かる20人について調べた結果、『外人名簿』ではほとんどの場合1944年末時点での年齢を記載している。

上述の重複して記載された人々の年齢がそれぞれの記載箇所で一致しない場合、その差はほとんどが1～2歳であるが、最大5歳違う者もいる。本稿では原則的に高い方を採用した。

男女の年齢別人数は以下の通りである。

年齢	男性	女性	計	年齢	男性	女性	計	年齢	男性	女性	計
0	2	3	5	30	112	73	185	60	119	65	184
1	6	3	9	31	116	93	209	61	118	77	195
2	6	11	17	32	127	101	228	62	84	51	135
3	12	11	23	33	153	88	241	63	86	43	129
4	16	14	30	34	167	103	270	64	87	52	139
5	12	9	21	35	141	114	255	65	75	35	110
6	13	14	27	36	146	106	252	66	67	35	102
7	31	28	59	37	145	115	260	67	55	37	92
8	39	42	81	38	189	111	300	68	29	38	67
9	41	42	83	39	170	137	307	69	23	21	44
10	37	30	67	40	179	118	297	70	34	20	54
11	33	29	62	41	170	119	289	71	16	18	34
12	39	43	82	42	185	119	304	72	13	22	35
13	24	36	60	43	183	126	309	73	16	11	27
14	45	25	70	44	205	143	348	74	4	14	18
15	40	50	90	45	192	129	321	75	11	17	28
16	47	42	89	46	183	134	317	76	3	7	10
17	43	49	92	47	207	142	349	77	4	4	8
18	49	52	101	48	172	124	296	78	7	4	11
19	56	49	105	49	206	134	340	79	0	4	4
20	65	49	114	50	202	117	319	80	1	5	6
21	60	45	105	51	179	126	305	81	1	4	5
22	85	58	143	52	191	113	304	82	3	0	3
23	81	63	144	53	192	102	294	83	1	1	2
24	124	71	195	54	176	101	277	84	0	1	1
25	79	44	123	55	187	104	291	85	0	1	1
26	92	43	135	56	142	101	243	年齢不明	12	10	22 ²⁰⁾
27	54	40	94	57	142	79	221	性別・年齢不明			1
28	77	38	115	58	116	75	191	計	7301	5007	12309
29	100	52	152	59	149	78	227				

住 所

上海租界の主要な道路には外国語名と中国語名の両方を持つものが少なくなかった。例えばフランス租界の目抜き通りAvenue Joffreは霞飛路ともいった。外国語名は1943年の租界返還により廃止されるが、Avenue Joffreの場合中国語名も泰山路に変更される。そして現在は淮海路という。『外人名簿』に記載された住所も大部分が1943年以降の道路の名称になっている。下の表では『外人名簿』に記載された住所（アルファベット表記）の後に1943年までの外国語名、1943年までの中国語名、1943年以降の中国語名の順で丸括弧内に示したが、元々外国語名を持たない通りや1943年に中国語名が変更されなかった通りもある。『外人名簿』では通りの名称がアルファベットで表記されているが、今日のピンイン表記と異なるだけでなく、上海方言の発音を表しているものもある。本稿では上海出身の中国語母語者に確認を依頼した。ゲットー地区外に位置する通りには星印*を付した。

通り名（外国語名：旧中国語名：新中国語名）	人数
Ankuo Lu（Alcock Road：愛爾考克路：安国路）	675
Chukong Lu？	1
Chusan Lu（舟山路）	919
Dalien Lu（Dalny Road：大連湾路：大連路）（一部ゲットー外）	88
Haian Lu*（海能路：海南路）	1
Haimen Lu（Muirhead Road：茂海路：海門路）（一部ゲットー外）	476
Hoksan Lu（Wayside Road：滙山路：霍山路）（一部ゲットー外）	970
Hsin Kien Lu？	1
Kaoyang Lu（兆豊路：高陽路）（一部ゲットー外）	749
Kungping Lu（公平路）（一部ゲットー外）	691
Kwenming Lu（昆明路）	300
Li Ling Lu*（源昌路：醴陵路）	1
Ling Dong Lu（MacGregor Road：麦克利克路：臨潼路）（一部ゲットー外）	153
Market*（Market Street：麦克脱路：馬廐路）	1
Monkham Terrace ²¹⁾	59
Paoting Lu（保定路）（一部ゲットー外）	161
Point Lu（Point Road：周家嘴路 ²²⁾ ）（一部ゲットー外）	380
Sang Chiu Lu*（元芳路：商丘路）	3
Sin Kai Pang Lu*（Singapore Road：星加坡路：余姚路）	2
Studley Avenue ^{*23)}	7
Tantu Lu（Dent Road：鄧脱路：丹徒路）（一部ゲットー外）	25
Tochow Lu*（通州路）	4
Tongshan Lu（塘山路：唐山路）（一部ゲットー外）	3023
Tung Daming Lu*（East Broadway Road：東百老匯路：東大名路）	22
Tung Yuhang Lu（東有恒路：東余杭路）（一部ゲットー外）	785
Tung Zangdze Lu（East Seward Road：東熙華德路：東長治路）（一部ゲットー外）	1004
Weimin Lu*（Baikal Road：倍開爾路：惠民路）	5
Yangtsepoo*（揚樹浦路）	2
Yochow Lu（岳州路）	59
Yulin Lu*（榆林路）	2
Zangyang Lu（Ward Road：華德路：長陽路）	1738
無記入・判読不能	2

星印*を付けたゲットー地区外の通りに住む50人の内訳は、「ドイツ人と認定」19人（転居先不明2人を含む）、「ドイツ難民」11人（「保留事例」4人、「転居先不明」1人を含む）、「無国籍（布告から免除）」8人、「チェコスロバキア難民」4人（「転居先不明」1人を含む）、「ポーランド難民」3人（「他地区から郵送」2人を含む）、「ハンガリー人」2人、「ポーランド人」1人、「転居先不明・無国籍」1人、「オーストリア難民」1人である。

またゲットー地区内へ通じる通りの地区外の番号に住む140人の内訳は、「ドイツ難民」64人（「転居先不明」3人を含む）、「ドイツ人と認定」23人（「転居先不明」1人を含む）、「ハンガリー人」12人、「ポーランド人」11人（「転居先不明」1人を含む）、「無国籍（布告から免除）」11人、「無国籍難民」7人、「オーストリア難民」6人、「転居先不明・無国籍」3人、「ポーランド難民」1人、「ラトビア人（無国籍）」1人、「チェコスロバキア難民」1人である。

これらゲットー地区外に住む190人の住所のほとんどはゲットー地区の境界線近くに位置している。²⁴⁾

職業

1939年に作成された『移住者住所録』に記載された職業はユダヤ人難民がヨーロッパで従事していたものが多いと思われるのに対し、1944年に作成された『外人名簿』に記載されているのは原則的に上海で就いている職業と考えられる。個々の職名は恐らく難民の自己申告に基づいており、具体的な会社の名前であったり業種や職種を挙げたりなど統一的でない。本稿では基本的に業種や職種ごとにグループ分けしたが、その区分や配列は『移住者住所録』について論者（阿部）が行った同様の調査²⁵⁾に合わせた。両資料の比較を容易にするためである。

職業名	男性	女性	計	出納係 集金人	14 7	8 1	22 8
〔業種が特定できないもの〕							
副幹事	1	0	1	簿記	66	13	79
商人	349	2	351	秘書	11	33	44
会社所有者	1	0	1	速記タイピスト	0	7	7
Brosan Bros社共同経営者	1	0	1	タイピスト	1	17	18
Carlowitz商会	1	0	1	アドバイザー	1	0	1
Supply service社社主	1	0	1				
修理	1	0	1				
修理会社社主	1	0	1	代理人	63	3	66
工場主	40	8	48	契約人	3	0	3
工場監督	2	1	3	卸売商	6	1	7
作業所所有者	2	0	2	代理店	0	1	1
技師	72	0	72	販売者	4	0	4
専門技術者	7	2	9	質屋店主	3	0	3
検査官	0	1	1	中古商	60	2	62
監督	14	6	20	廃品商	1	0	1
管理人	9	1	10	競売人	1	0	1
事務員	5	2	7	仲買人	11	0	11
事務所経営	1	0	1	買取業者	7	0	7
事務所助手	3	2	5	小売店主	119	8	127
メッセンジャー	13	4	17	よろず屋	1	0	1
工場労働者	1	1	2	注文取り	0	1	1
労働者	113	14	127	セールス（ウー）マン	384	107	491
従業員	392	110	502	販売店員	110	15	125
助手	2	2	4	販売代理人	49	6	55
見習い	72	35	107	販売部長	11	1	12
				露店主	1	0	1
				行商人	46	5	51
〔経営・経理〕							
経営者	49	6	55				
副支配人	7	1	8				
専務取締役	1	1	2	保険代理店	5	0	5
会計係	50	2	52	両替屋	10	0	10
副会計係	2	0	2	投資会社労働者	0	1	1
〔銀行・保険〕							

織物技術者	5	0	5	ネクタイ製造	6	1	7
織物工	7	2	9	手袋製造	4	5	9
織物工助手	1	0	1	傘製造	1	1	2
織物デザイナー	2	0	2				
織物商	12	3	15		[毛皮]		
織物店助手	0	1	1	毛皮加工販売	44	5	49
絹織物店主	0	1	1	毛皮加工販売見習い	0	1	1
毛糸編み物	1	0	1	毛皮商助手	1	0	1
毛織物商	3	0	3				
繕い専門家	1	0	1		[靴・革・鞆]		
手編み	0	1	1	革商人	14	0	14
手編み工場主	1	0	1	革職人	9	0	9
手織り	0	1	1	ベルト製造	4	1	5
布織工	1	0	1	バンド商	1	0	1
リンネル商人	1	0	1	ハンドバッグ製造	6	2	8
レース製造	1	0	1	ハンドバッグ製造助手	0	1	1
綿くず商	1	0	1	かばん製造	1	0	1
刺繍師	0	2	2	靴工場主	1	0	1
				靴屋	56	0	56
				靴墨製造	1	0	1
	[衣料・服飾]						
仕立屋	167	40	207				
仕立屋助手	1	1	2		[貴金属・装身具]		
仕立屋見習い	1	1	2	宝石商	4	1	5
ワイシャツ製造	19	8	27	宝石職人	1	0	1
裁断師	3	0	3	ダイヤモンド職人	2	0	2
裁縫師	0	10	10	金細工師	9	0	9
服飾デザイナー	0	1	1	銀細工師	2	0	2
デザイナー	10	6	16	時計職人	32	0	32
婦人着付け師	0	1	1	ボタン製造業者	2	0	2
婦人服飾	1	0	1				
婦人服仕立屋	16	139	155		[化粧品]		
婦人服仕立屋見習い	1	3	4	櫛製造	1	0	1
流行服店	1	0	1	理髪師	37	1	38
紳士用服飾品商	3	0	3	理髪師見習い	0	1	1
流行品製造	1	0	1	美容院店主	1	1	2
コルセット製造	0	4	4	美容師	8	23	31
コルセット店	0	1	1	美容師見習い	0	2	2
レインコート製造	4	0	4	化粧品道具店主	1	0	1
洗濯屋主人	4	0	4	化粧品商	2	1	3
洗濯屋従業員	1	0	1	化粧品製造	1	0	1
				香水製造	3	0	3
	[帽子・ネクタイ・手袋・傘]			マニキュア・ペディキュア	1	4	5
帽子製造	9	2	11	ペディキュア	3	3	6
婦人帽子製造	0	9	9				
婦人帽子屋	0	19	19		[電気]		
ネクタイ裁断師	0	1	1	電気技師	39	0	39

	〔食料品〕			バーテン	3	0	3
食料品	1	0	1	ホテル経営者	1	0	1
食料品店主	25	3	28				
食料品店代理人	1	0	1		〔運送・倉庫〕		
パン屋	13	1	14	運送	7	0	7
パン屋助手	2	0	2	運送会社社主	3	0	3
パン屋見習い	1	0	1	運転手	7	0	7
パン配送業者	1	0	1	オートバイ乗り	1	0	1
マカロニ工場	2	0	2	配達人	74	2	76
野菜店	2	1	3	倉庫管理人	9	0	9
果物店	1	0	1				
肉屋	46	6	52		〔貿易〕		
ソーセージ製造業者	7	1	8	貿易会社社主	9	0	9
屠殺業	2	1	3	貿易会社従業員	1	0	1
魚保存食	1	0	1	スイス商社従業員	1	0	1
卵商	6	0	6	ポルトガル商社従業員	0	1	1
乳製品労働者	1	0	1	衛生器具輸出	1	0	1
バター	1	0	1				
ジャム工場主	2	0	2		〔法律〕		
蜂蜜工場主	1	0	1	弁護士	69	0	69
菓子製造・販売	19	0	19	ユダヤ人コミュニティ裁判官	2	0	2
チョコレート工場主	1	0	1	裁判官	1	0	1
キャンディ工場従業員	0	1	1				
キャンディ製造	7	1	8		〔教育・学術〕		
キャンディ販売	1	0	1	教師	79	49	128
ビスケット店主	1	0	1	家庭教師	0	15	15
ケーキ販売	2	0	2	個人教師	1	0	1
コーヒー商	5	1	6	語学教師	1	0	1
蒸留酒製造業者	4	1	5	スポーツ教師	6	2	8
タバコ販売	17	0	17	カドーリ学校	0	1	1
ブランデー工場	1	0	1	哲学博士	1	0	1
ワイン製造	1	0	1	細菌学者	1	0	1
酢製造	1	0	1	生物学者	1	0	1
	〔飲食・ホテル〕			通訳	14	0	14
食堂店主	7	1	8	翻訳者	1	0	1
賄い方	4	2	6		〔宗教〕		
賄い方監督	0	1	1	ラビ	23	0	23
料理人	25	29	54	宣教師	0	1	1
ハイム料理人	1	0	1	主席朗詠者	1	0	1
料理人見習い	3	0	3	朗詠者	5	0	5
レストラン経営者	15	5	20	聖歌隊先歌唱者	3	0	3
カフェ店主	42	4	46	聖歌隊指揮者	1	0	1
給仕	75	131	206	ラビ学生	253	0	253
皿洗い	1	0	1	葬儀業	1	0	1
バー所有者	6	1	7	葬儀助手	1	0	1

墓地監督	1	0	1	ボクサー	3	0	3
				占い師	0	1	1
[その他]				学生	29	14	43
家政婦	1	32	33	生徒	195	175	370
家内使用人	7	6	13	赤ん坊	21	20	41
玩具店共同経営者	1	0	1	無し	2103	3495	5598
警備員	109	0	109	意味不明（性別不明1人）	3	1	5
電話交換士	1	0	1	無記入	3	4	7
				計（性別不明1人）	7301	5007	12309

注

- 1) 阿部が行った試算によると、ベルリンに住むユダヤ人の24人に1人、ウィーンに住むユダヤ人の30人に1人が上海に移住したことになる。拙稿「上海のユダヤ人『移住者住所録』（1939年11月）と興亜院華中連絡部の『上海ニ於ケル猶太人ノ状況（主トシテ歐洲避難猶太人）』（1940年1月）」、『言語文化論究』（18）2003年、九州大学大学院言語文化研究院、114頁。
- 2) 外交史料館「上海に於ける猶太関係調査合同報告」より。坂東宏『日本のユダヤ人政策 1931 - 1945—外交史料館「ユダヤ人問題」から』、未来社、2002年、375頁。
- 3) 上海のイラク系ユダヤ人については拙稿「上海のセファルディ系ユダヤ人」、『言語文化論究』（20）2005年、九州大学大学院言語文化研究院、41～53頁を参照されたい。
- 4) 『移住者住所録』は5351件の個人・法人の氏名、出身地、職業、上海での住所を記載している。『上海ニ於ケル猶太人ノ状況（主トシテ歐洲避難猶太人）』は難民支援委員会に職業登録した3116人の職業統計と、実際に就業している1216人について日本総領事館が調査したその職業および就業地区に関する統計を含む。駐上海ドイツ総領事館の報告は、上海に到着しドイツ総領事館に届出を行った約1万人のユダヤ人に関して、その生国統計、男女別の職業統計を含む。拙稿「資料調査：上海のユダヤ人『移住者住所録』（1939年）」、『言語文化論究』（17）2003年、九州大学大学院言語文化研究院、141～157頁；拙稿「上海のユダヤ人『移住者住所録』（1939年11月）と興亜院華中連絡部の『上海ニ於ケル猶太人ノ状況（主トシテ歐洲避難猶太人）』（1940年1月）」、『言語文化論究』（18）2003年、九州大学大学院言語文化研究院、111～127頁；拙稿「上海のユダヤ人に関するドイツ総領事館の報告（1940年1月）」、『言語文化論究』（19）2004年、九州大学大学院言語文化研究院、113～124頁。
- 5) 外交史料館所蔵記録によれば、杉原が発行した日本通過ビザは2139通。白石仁章「史料紹介、いわゆる“命のヴィザ”発給関係記録について」、『外交史料館報』第9号、1996年、外務省外交史料館、62頁。15歳未満の子供は親のパスポートに併記されたため、1通のビザで数人が日本に入国することも可能だった。しかしビザを得た全員が日本への旅費を工面できた訳ではない。バルハフティクによれば1940年7月～1941年8月にリトアニアから日本に到着したユダヤ人難民は2718人で、他に200人が日本を経由せず直接上海へ向かった。ゾラフ・バルハフティク『日本に來たユダヤ難民』（滝川義人訳）、原書房、1992年、160頁および172頁。

- 6) Georg Armbrüster / Michael Kohlstruck / Sonja Mühlberger (Hrsg.): „Exil Shanghai 1938-1947. Jüdisches Leben in der Emigration“. Teetz (HENTRICH & HENTRICH Verlag) 2000. データベースに関しては、データ総数が12万近くにも上るため入力ミスが相当あり、ファクシミリとの照合が欠かせないが、データ入力者は『外人名簿』の実物を見ながら入力したと思われ、ファクシミリでは読み取りにくいタイプ文字がぼやけた頁を解読する手間をかなり省くことができる。
- 7) 1943年3月24日に発行されたHans Finkelgrünの居住證の裏に押されたスタンプには「滙山区外人保甲事務所WAYSIDE FOREIGN PAO CHIA OFFICE」とある。Peter Finkelgrün: „Haus Deutschland“. Berlin (Rowohlt Verlag) 1994. S. 146. 滙山路 (Wayside Road: 後の霍山路) には『外人名簿』を作成した提籃橋分局があった。しかし彼の名は『外人名簿』にない。
- 8) 拙稿「上海のユダヤ人ゲットー設置に関する考察」、『言語文化論究』(15) 2002年、九州大学大学院言語文化研究院、51~52頁。保甲制度については張濟順「近代に移植された伝統—日本軍政下上海の保甲制度」,(小浜正子訳・解題),『近きに在りて』第28号, 1995年, 25~39頁に詳しい。
- 9) 後述するように、年齢は1944年末時点のものが記載されている。しかし重複して記載されている人物の場合は、新しいデータの箇所の年齢のみが1944年末のものになっている。
- 10) 6頁と7頁の間に6Aという頁が存在する。反対に34, 35頁は存在しない。その前後の33頁と36頁に記載された氏名がアルファベット順に連続しているため、最初から34, 35頁は存在しなかったと考えられる。また目次には3Aという頁も示されている。3頁のみに記載されたデンマーク人の名前はTで始まる姓が最後であるため、3頁と4頁の間には本来T以降の文字で始まる姓を記載する頁が存在したはずである。現在見ることができる『外人名簿』からこの3Aという頁が破損欠落したのか、それとも基礎資料の紛失その他の理由で最初から作成されなかったのかは不明である。それゆえ現存する『外人名簿』は473頁が最終頁であるが、計472頁から成る。
- 11) この11人のうちstatelessの1人はユダヤ人難民とみなす。
- 12) この10人のうちstatelessの1人はユダヤ人難民とみなす。
- 13) この78人のうちいずれもstatelessである1夫婦(ドイツ人女性とその夫)、さらに別のstatelessの1人とその家族3人の計6人はユダヤ人難民とみなす。
- 14) すべての難民がユダヤ人であるとは断定できない。例えば、非ユダヤ人が政治的理由から難民になることは考えられる。しかしほとんどの難民がユダヤ人であったことに疑いの余地はない。
- 15) 上海のドイツ総領事は日本総領事に対し、「ラトビア、エストニア、リトアニア3国はドイツ行政下にあり、これらの者の持つ旅券を有効と認めること。したがって無国籍避難民ではなく、日本軍当局の布告の適用から除外するよう求め」た。日本総領事は「この要求は原則には反するが、じっさいにはこれに該当するのは18名の元船員だけであって避難民とはいえないので、日本当局としてもむしろ適用免除を好都合とみなしている。」(矢野総領事から青木大東亜相への1943年5月25日付けの報告。)坂東宏『日本のユダヤ人政策 1931 - 1945—外交史料館「ユダヤ人問題」から』, 未来社, 2002年, 300~301頁。
- 16) 阿部はユダヤ人難民に関する各種インタビューの中に「ドイツ人と認定(GERMAN RECOGNIZED)」に属する女性2名の名前を発見したが、彼女たちがドイツ人妻だという明確な

記述はなかった。

- 17) 重複して記載されている者は非ユダヤ人配偶者・家族の他に、転居先不明者が多い。
- 18) 上記の分類から明らかなように、この1万2309人の選定は一部にその線引きが統一的でないところがある。その大きな理由は1)『外人名簿』において「ユダヤ人」という言葉は一度も使用されていないこと、2)『外人名簿』はユダヤ人難民のみを対象としているのではなく、ゲットー地区に居住する外国人一般を記載していること、3) 布告の対象が「1937年以降に中欧から上海に来た避難民」であるのに対し、『外人名簿』では上海到来の時期が分からないこと、4) 家族がユダヤ人難民であったり、本人が難民救援組織の援助を必要としていたり、ユダヤ人社会と経済的に強くつながっていたりしたため、「布告」の対象外であるにもかかわらずゲットー地区に住む者がいたこと、などである。
- 19) 性別不明というのは、52頁の一番下に記載された人物について姓のみが記載され、ファーストネームを含めその他のデータがないため。カーボン紙を用いて複数部をタイプライターで作成したようだが、その際現存する『外人名簿』用の紙かカーボン紙がずれていたためと考えられる。
- 20) 年齢不明というのはタイプされた文字が不鮮明なため、数字が読み取れないもの。
- 21) 『移住者住所録』に掲載された広告の中に「Monkham Terrace 8, ブロードウェイ映画館横」という表記があることから、Hoksan Lu (Wayside Road : 滙山路 : 霍山路) にあったBroadway Theatre (百老滙大戲院) の近くであり、Terraceという名称から小さな街路と考えられる。
- 22) Point Luの中国語名であるTseu Ka Tsz Lu (周家嘴路) としている者が10人いる。
- 23) Avenueという名称からフランス租界の道路のような印象を受けるが、『外人名簿』に「31 Studley Avenue Weimin Lu」という住所があることから、虹口地区のHoksan Lu (Wayside Road : 滙山路 : 霍山路) に面したStudley Park (舟山公園, 現在の霍山公園) の裏にあり、その南側のWeimin Lu (Baikal Road : 倍開爾路 : 惠民路) に面した小さな街路の四徳来路だと分かる。
- 24) ゲットー地区の境界線をなすHoksan Lu (Wayside Road : 滙山路 : 霍山路) の地区外側である150番にはハイムと呼ばれた難民キャンプがあり、『外人名簿』では300人が住んでいる。これは明らかにゲットー設置の布告の例外措置だと考えられる。
- 25) 拙稿「資料調査：上海のユダヤ人『移住者住所録』（1939年）」。
- 26) nurseには「看護師」と「保母」の両方が含まれており、区別できない。

本稿は平成17年度科学研究費補助金基盤研究(C)「第2次世界大戦時、中国上海に存在したユダヤ人難民社会の実態研究」(研究代表者：阿部吉雄)による研究成果の一部をまとめたものである。